滋賀県農業の現状と活性化への動き

平成28年1月 (㈱しがぎん経済文化センター 産業・市場調査部:鷹羽

農業は地域の基幹産業として、その活性化が地方創生の実現に向けての重要なテーマとなっている。農業「担い手」の減少と高齢化、耕作放棄地の増加等、農業の現状は、厳しさを増している。TPPの大筋合意や 2018 年度の減反廃止が農業に与える影響も懸念されるところだ。そんな中、政府は、15 年度の日本再興戦略において、①農林水産業の経営力の強化に向けた支援体制の整備、②農地集積・集約化に向けた取り組みの加速、③農林水産物・食品の輸出促進一等の施策を掲げている。農業を取り巻く環境は今後大きく変化する。本稿では、滋賀県の農業の現状、6 次産業化の活動を概観することにより、県内の農業活性化に向けた動きを検証してみたい。

1. 滋賀県農業の現状

(1) 農業産出額の推移~産出額減少に底打ち感

2013 年の生産農業所得統計によると、滋賀県の農業産出額は 618 億円で、全国でのシェアは 0.7%となっている。時系列推移でみると 1984 年の 1,089 億円をピークに、13 年時点で 84 年と比べ 43.3%減少している。ただ、ここ数年の産出額は 10 年をボトムに横ばいの展開となっている(図 1)。

(図1)



(生産農業所得統計)



㈱しがぎん経済文化センター 〒520-0041 大津市浜町1-38 TEL: 077-526-0005 FAX: 077-526-3838 URL:http://www.keibun.co.jp/

品目別に同期間の増減要因をみると、米の減少が 384 億円と大方を占め、乳用牛(生乳) 26 億円減、鶏(鶏卵) 16 億円減、麦 10 億円減も主要な減少要因だ。野菜、花き、豆類等の減少は限定的であった。一方で、肉用牛は 15 億円増と唯一増加した品目となっている(図 2)。

(図2)

滋賀県	品目別農業産出額の推移			(億円)
		2013年	1984年	増減
	米	377	761	-384
	麦類	6	16	-10
	豆類	11	14	-3
	いも類	3	10	-7
耕種	野菜	86	95	-9
	果実	6	8	-2 -5
	花き	11	16	-5
	工芸農作物	7	13	-6
	その他共計	508	935	-427
	肉用牛	54	39	15
	乳用牛	26	52	-26
	生乳	25	44	-19
畜産	豚	6	16	-10
	鶏	21	37	-16
	鶏卵	19	29	-10
	その他共計	107	145	-38
加工農作	物	3	9	-6
合計	`	618	1,089	-471

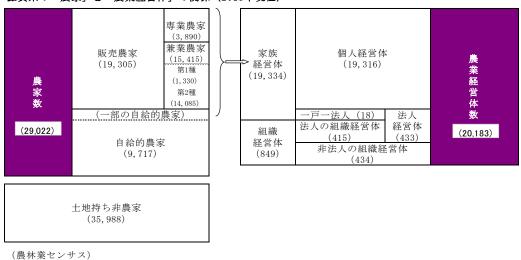
(生産農業所得統計)

18 年度に予定されている減反制度の廃止により、米産出額は増加に転じ、米の値段は今より 2~3 割は安くなるとの見方もある。技術革新によるコスト削減、農地集約・大規模化による効率化は、今後の農業の活性化に向けた喫緊の課題といえよう。

(2)「担い手」の状況~「担い手」の減少は続くが、法人化が活発に

15 年農林業センサスをもとに、滋賀県農業の「担い手」の現状を農家数、農業経営体数の両面から整理すると、図3の通りとなる。販売農家数(経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家数)の中で、兼業農家が占める割合は79.8%と全国平均(66.8%)に比べ非常に高い水準にあり、農業経営体では、個人経営体が95.8%(全国平均97.3%)を占め、法人等の組織経営体は、まだまだ少数派だ。

(凶 3) 滋賀県の「農家」と「農業経営体」の関係(2015年現在)



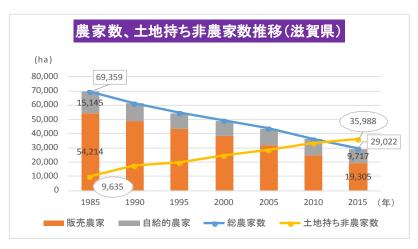




次に、「担い手」の状況を時系列推移でみてみよう。まず、農家数は、85年に69,359戸あったものが、15年には29,022戸まで大幅に減少(58.2%減)している。一方で、農家にカウントされない「土地持ち非農家数」は85年の9,635戸から、15年には35,988戸と大幅に増加し、直近5年間で農家数を上回った。

農家の中でも、販売農家数の動きをみると、兼業農家の大幅な減少が影響し、10年から15年の5年間で、22.2%減と全国平均(18.7%減)以上の減少率となっている(図4)。

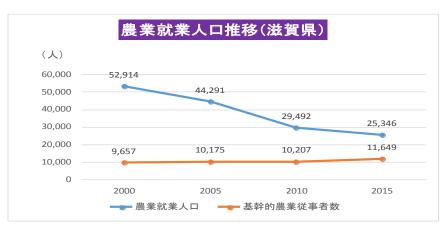
(図4)



(農林業センサス)

農業就業人口(自営農業に従事した農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者または農業とそれ以外の仕事に両方に従事した者のうち、自営農業が主の者)は、大幅に減少している。一方で、基幹的農業従事者数(農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者)は10年から15年の間で、1,442人増加しており、全国でトップの増加数だ。滋賀県は、農業就業人口のうち、「基幹的農業従事者数」が占める割合が46.0%(全国平均84.6%)と、もともと、農業のみで生計を立てる人口の割合は全国的にみて最も小さい。もうこれ以上減らない水準にあるとの見方もあるが、これだけ大幅に増加しているのは注目すべき傾向といえよう(図5)。

(図5)



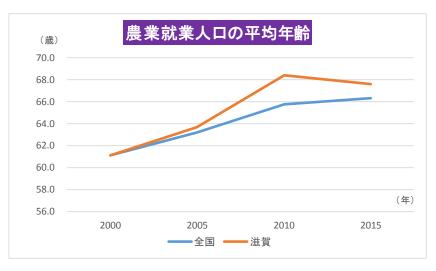
(農林業センサス)



(株)しがぎん経済文化センター 〒520-0041 大津市浜町1-38

基幹的農業従事者数の増加要因を年齢別でみると、定年以降の60歳以上の増加が1,264人と多数派を占める一方で、15歳から49歳までの従事者が176人増加しており、新規就農者も含めた若手の増加がうかがえる。加えて、農業就業人口の平均年齢をみると、滋賀県の場合、15年は67.6歳であり、10年の68.4歳から低下している。全国平均では、依然、高齢化が進む中で、注目すべき傾向といえる(図6)。

(図6)



(農林業センサス)

農業経営体数は、個人経営体の減少が影響し、10年から15年の間で、21.6%の減少となっている。一方で、法人化の動きは活発だ。法人化した経営体は、10年の246社から15年には433社と76.0%増となっており、全国でトップの増加率となっている(図7)。

(図7)

滋賀県の農業経営体、法人化の状況

	2015年	2010年	増減(2010年→2015年)	
				増減率
農業経営体数	20, 183	25, 732	-5, 549	-21.6%
うち法人化分	433	246	187	76.0%

増減率 (全国)		
-18.1%		
25.5%		

(農林業センサス)

今後も、兼業農家、個人経営体等の小規模な「担い手」の減少は続くとみられる。「担い手」が減った分を、専業農家、法人等の組織経営体がどこまでカバーしていけるか、スムーズな移行ができる仕組み作りが重要だ。

(3) 耕作地の状況~農地の仲介機能強化が鍵

滋賀県の販売農家の経営耕地面積は、85年の52,046haから10年の44,530haまで一貫して減少してきたが、15年では44,607haと上昇に転じた(図8)。

一方で、耕作放棄地は、兼業農家数の減少と土地持ち非農家数の増加に伴い、85 年は813ha だったが、15 年は2,276ha と大幅に増加している(図9)。

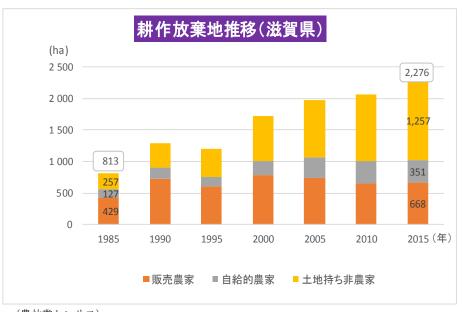


(図8)



(農林業センサス)

(図9)



(農林業センサス)

農業所得は耕作面積の規模に比例する。14年の農業経営統計調査によると、5ha未満の規模で利益率 22%、年間所得が 1,192 千円程度なのに対し、20ha 以上の規模で利益率が 30%を超え、年間所得が 10,871 千円となる。政府は、増加する耕作放棄地を集約して、農家の大規模化を図る「農地中間管理機構」(農地バンク)の事業を 14年度に開始し、16年度には、農地バンクに農地を貸し出した場合の減税措置も実施する。

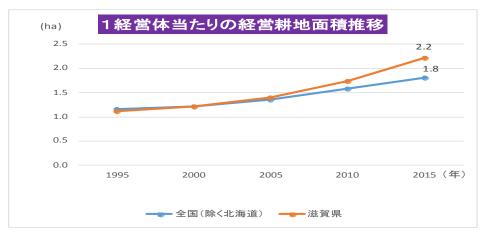
滋賀県の場合、15年の経営耕地面積規模別農業経営体数をみると、10年に比べ、5ha未満の農業経営体数が5,807戸減少し、5ha以上の農業経営体数が258戸増加している。その結果、1経営体あたりの経営耕地面積をみると2.2haで、15年時点で全国平均(除く北海道)以上の規模となっており、大規模化に向けた一定の動きは認められる(図10)。

但し、販売農家に占める兼業農家の比率は依然 79.8%と全国平均(66.8%)に比べ非常に



高い。兼業農家のような小規模農家はどうしてもコスト高となり、今後も非農家に転じる傾向は続く。放出された農地をいかに新たな「担い手」につなげていくか、農地の仲介機能強化が県農政に課された大きな課題といえよう。

(図 10)



(農林業センサス)

2. 滋賀県の6次産業化

(1) 6次産業化の概要

6次産業化は、農林水産業の活性化の鍵を握る重要な施策であり、10年12月に公布された「地域経済を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(6次産業化法)に基づき、11年3月に施行され、今年3月で5年が経過する。

そもそも、6次産業化とは、1次産業、2次産業、3次産業が総合的かつ一体的な推進を 図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことを目指した取り組みである。6 次産業化を目指す農林漁業者は「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣より6次産業 化法の認定を受ければ、次のような支援策が用意されている。

- ・農業改良資金の特例措置(償還期限及び据置期間の延長等)
- ・6次産業化プランナーの派遣による新商品の販路開拓や加工技術の習得等に関するアドバイス
- ・6次産業化ネットワーク活動交付金として新商品開発、販路開拓等に対する補助
- ・㈱農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による事業者への出資等

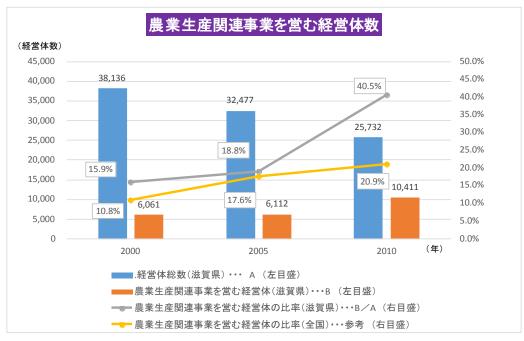
従来のように、農業だけをやっていればいいというわけにはいかず、農作物と商品の品質管理や、工場での製造員や直営店での販売員などの人材が必要となる。満足いく事業展開のためには、法人化のうえ、相応の資金調達も必要であり、綿密な事業計画のもとで進めていくことが重要となる。

(2) 6次産業化への取り組み~認定件数は全国上位

総合化事業計画の認定件数は、全国で 2,130 件 (16 年 1 月 14 日現在)、うち、滋賀県は 68 件と全国第 7 位となっている。近畿では兵庫県に次ぐ高水準だ。もともと、滋賀県には、消費地に近接している地の利を生かし、「農業生産関連事業」(自己生産農産物を利用した加工、直販や観光農園等農業経営に付帯する事業)を営む農家が多い。10 年の農林業センサスによると、販売農家の約 4 割が農業生産関連事業を営んでおり、全国平均の 2 倍の比率だ (図 11)。滋賀県には、6 次産業化が進展する下地があったといえよう。



(図11)



(農林業センサス)

県内市町別の認定件数をみると、認定件数 68 件中、甲賀市が 31 件と 2 位の近江八幡市 5 件を大きく引き離している。これは、豊富な地域特産品もさることながら、甲賀市による積極的な取り組みが功を奏したようだ (図 12)。また、今年 1 月に、長浜市の案件で「しが 6 次産業化ファンド」(滋賀銀行ほか県内地域金融機関と A-FIVE が共同設立したファンド)による第 1 号出資案件が認定された。

(図12)

総合化事業計画の認定件数(2016年1月14日現在)

	,	都道府県名	認定件数
1	北	海 道	120
2	兵	庫	100
3	長	野	91
4	饱	崎	82
(5)	熊	本	76
6	愛	知	74
7	饱	城	68
7	滋	賀	68
9	青	森	64
10	鹿	児 島	64

	市町別(滋賀県)	認定件数
/	甲賀市	31
/	近江八幡市	5
	大津市、彦根市、長浜市、守山市、 野洲市、東近江市、愛荘町	3
	草津市、湖南市、高島市	2
	栗東市、日野町、竜王町、豊郷町、 甲良町	1

(農林水産省HPより作成)

(3) さらなる進展に向けて

総合化事業計画の期間は最長5年と設定されている。施行時に認定された事業はそろそろ計画満了を迎える。5年間の事業計画の達成状況は、今後の集計を待つことになるが、農林水産省が14年度に実施した認定事業者に対するフォローアップ調査によると、事業期間3年間で計画通りに進捗している事業者は28%という。売上高の増減では、有効回答数の66%が「増加」となっている一方で、売上高経常利益率の増減では、「増加」と「減少」でほぼ半数に分かれた(図13)。

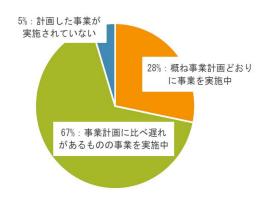
売上高減少の主な要因としては、「加工施設整備の遅れや技術的課題等により新商品開発が進展しない」「販路開拓のための営業、PR活動等の販路戦略不十分」などが挙げられ、利益率減少の主な要因としては、「新たな事業の開拓に伴う人件費や減価償却費等の固定費増加」等がある。

農林水産省では、計画が終了する事業者に対し、計画認定の更新を実施するなど、サポートを継続する。6次産業化は、5年で結果を出すのはなかなか困難であり、さらなる長期的なサポートが必要となろう。これまで各事業者が個別対応で推進してきたものを、今後は、グリーンツーリズムに代表されるように、地域全体で6次産業化に取り組む姿勢が欠かせない。加えて、事業者の経営力を高めるため、経営体制整備、販路拡大、輸出強化、ICT 対応に資するプロフェッショナル人材の確保等も重要な戦略だろう。

以上

(図 13) 6 次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査 (農林水産省資料より抜粋)

総合化事業計画の進捗状況 (全体)



申請時と比較した総合化事業計画で用いる 農林水産物等及び新商品の売上高の増減

()内は有効回答数	増加	減少	増減なし
全体(1,312)	866	350	96
	66.0%	26. 7%	7. 3%
取組期間別の内訳			
3年間(269)	195	61	13
	72. 5%	22. 7%	4. 8%
2年間(546)	389	134	23
	71. 2%	24. 5%	4. 2%
1 年間 (497)	282	155	60
	56. 7%	31. 2%	12. 1%



申請時と比較した売上高経常利益率の増減

()内は有効回答数	上昇	低下	上下なし
全体(1, 170)	579	588	3
	49. 5%	50.3%	0. 3%
取組期間別の内訳			
3 年間 (238)	126	111	1
	52. 9%	46.6%	0. 4%
2年間(482)	248	233	1
	51. 5%	48.3%	0. 2%
1 年間 (450)	205	244	1
1 平间 (450)	45. 6%	54. 2%	0. 2%





(株)しがぎん経済文化センター 〒520-0041 大津市浜町1-38 TEL: 077-526-0005 FAX: 077-526-3838 URL:http://www.keibun.co.jp/